



もうすぐ『参議院議員選挙』

必ず投票に行きましょう

私たちに与えられた大切な一票を投じ、国の未来を託す
代表者を選出しましょう。

選挙に関するお問い合わせは、養父市選挙管理委員会
(☎662-3161)まで。

入場券を忘れずに

投票するときは、入場券を持参してください。

入場券は、7月上旬に各家庭に郵送する予定です。入場券が届いたら、記載事項を必ず確認してください。
なお、お手元に届かない場合は、養父市選挙管理委員会まで連絡してください。

投票時間と投票所

投票時間は午前7時から午後8時までとなっていますので、時間に余裕を持って早め

に投票してください。
なお、次の投票所の投票時間は午後6時までです。

- ・第1(奥三谷、口三谷)
- ・第9(日畑、加瀬尾、妙見)
- ・第25(上山)
- ・第36(若杉)
- ・第37(横行)

投票日に用事がある場合は「期日前投票」を

投票日に仕事や旅行などで投票ができない方は、次の期間に期日前投票ができます。
▼期間／公示日の翌日から投

票日の前日まで
※土・日・祝日も投票できません。

- ▼場所／養父市役所本庁舎、養父地域局、大屋地域局、関宮地域局
- ▼時間／午前8時30分から午後8時まで

不在者投票ができます

次の要件に該当する場合は、不在者投票ができます。
▼長期出張で遠くに滞在されている方は
養父市選挙管理委員会に文書で不在者投票の請求をして

ください。不在者投票の関係書類が届いたら、現在滞在されている市区町村選挙管理委員会へ持参し、そこで不在者投票をすることができます。

なお、不在者投票をされた投票用紙は、養父市選挙管理委員会へ郵送されますので、早めに滞在地の選挙管理委員会へ不在者投票をしてください。

▼病院や老人ホームに入院(入所)中の方は
選挙管理委員会の指定した病院や老人ホームに投票日まで入院(入所)されている方は、

入院(入所)先で不在者投票をすることができません。
詳しくは、病院・老人ホームの事務長にお尋ねください。

▼体の不自由な方は郵便による不在者投票を
身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証をお持ちの方で、その障害の種類・程度が別表の内容に該当する方は、郵便による不在者投票をすることができます。
詳しい手続きは、養父市選挙管理委員会にお問い合わせください。